

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年3月28日（平成29年（行情）諮問第107号）

答申日：平成29年7月12日（平成29年度（行情）答申第149号）

事件名：「死刑確定者処遇に係る新法より本日までの全ての書面」の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年1月25日付け大管総発第236号により大阪矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

同時同月日にて、7かしの矯正管区長あて同内容の開示請求をしてきており、原処分は他6かしの矯正管区長とひかくしても又、長年にて従来の開示手続きを目にしてもけんちょに不当であること、補正については、外とことなり、いしとおりに自由にしょめん作成や発信を、死刑確定者130人の中でも、全国7かしのしせつの中でも私1人に対して、心情の安定ではなく、日々心情を害することを、なされ続ける日々である。又、勝利判決20件以上からでもにたような、不当性がけんちょに証明済である。

裁判上、しょうことして、ろくが、ろくおん、しゃしんとうは、ろうえいであるため1度もげんじてんでは、ていしゅつしてきていないが、存在はしており、法務省は、長年にわたり、私に、不当を、し続けているのであり、つうじょうの公務員としてのしょくむを、長年にていつだつしてきている。上記よりしょうじての決定であり、不当である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、「死刑確定者しょぐうに係る新法より本日までの全てのしょめん」（別紙の1に掲げる文書。以下「本件請求文書」という。）

の開示請求に対し、処分庁が、開示請求書に形式上の不備（行政文書の特定不能及び開示請求手数料の不足）があり、相当の期間を定めて補正を求めたが、補正されなかったため、本件開示請求に形式上の不備（行政文書の特定不能）があるとして不開示決定（原処分）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、原処分の取消しを求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の経緯について

- (1) 審査請求人から、平成28年11月11日受付で、処分庁に対する開示請求書が送付され、同開示請求書には、「死刑確定者しょぐうに係る新法より本日までの全てのしょめんの開示請求申立ます。」と記載されていた。
- (2) 処分庁は、上記(1)の記載内容では、審査請求人の求める行政文書を特定できないことから、平成28年11月22日付け求補正書をもって、審査請求人に対し、「特定刑事施設が作成し保有する、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）の施行の日から開示請求日までの間において、「死刑確定者」と題してその処遇に関して発出された所内例規」として、別紙の2に掲げる文書1ないし文書8（以下「本件情報提供文書」という。）を保有している旨を情報提供し、同年12月6日を期限として、求める行政文書が本件情報提供文書と異なる場合は、求める行政文書を特定するに足りる事項を記載すること及び本件情報提供文書を全て特定した場合、5件の開示請求手数料が必要であるところ、4件分の開示請求手数料が不足することから、不足する開示請求手数料を納付することなどについて補正を求めた。
- (3) 処分庁は、上記(2)の求補正に対して、期限までに審査請求人から補正がなされなかったことから、平成28年12月7日付け「行政文書開示請求について」をもって、審査請求人に対し、同月20日を期限として、上記(2)の求補正に対する補正を求めるとともに、期限までに補正がなされない場合は、別紙に掲げる文書3を特定して、開示決定等を行う旨の連絡を行った。
- (4) 審査請求人から、平成28年12月21日受付で「配食について。ポットやお茶のりょうとう、毎日のカロリーとう、しいれからカロリーけんさんとう、けんさん表」、「受発信について。まっしょう、さくじょ、許可、不許可の規定」、「しさついいん会毎年度のぎじろく全てと、所からしさついいん会あてしょめん、しさついいん会からのしょめん」などと記載された書面が送付されたものの、その内容から、上記(2)の求補正に対する補正とは認められなかったため、処分庁は、当該書面に

ついて、新たな開示請求として受け付け、同月26日付け連絡文書をもって、審査請求人に対し、その旨の連絡及び上記(2)の求補正について、補正がなされていないことから、平成29年1月20日を期限として、補正するよう求めるとともに、期限までに補正がなされない場合は、審査請求人の求める行政文書を特定できないため、形式上の不備を理由とした不開示決定となる場合がある旨の連絡を行った。

(5) 処分庁は、上記(2)の求補正に対して、上記(4)の期限までに審査請求人から補正がなされなかったことから、平成29年1月25日付け行政文書不開示決定通知書をもって、原処分を行った。

3 原処分の妥当性について

本件審査請求では、審査請求人は、自身が刑事施設の被収容者であり、補正について、社会とは異なり、自由に書面の作成や発送をすることができないなどと主張し、原処分の取消しを求めていることから、以下処分庁における求補正等の経緯について検討する。

法4条2項は、行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて補正を求めることができる旨規定しており、ここでいう「形式上の不備」とは、請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため文書が特定できない場合や、開示請求手数料を納付していない場合を含むものと解されている。

本件開示請求に際しては、審査請求人の求める文書が特定できず、また、開示請求手数料に不足があったため、処分庁では、法4条2項に基づき、3度にわたり補正を求めたものの、審査請求人から回答がなかったものであり、開示請求書の形式上の不備に係る補正がなされなかったことは明らかである。

また、当該補正を求めるに当たっては、回答すべき期間をそれぞれ14日間、13日間、25日間としているところ、審査請求人は、刑事収容施設法に基づき、少なくとも一日につき1通の発信が可能であったことに鑑みれば、当該期間が不当に短いといった事情は認められず、同項の「相当の期間」に当たると解される。

4 以上のとおり、処分庁は、法4条2項に基づき補正を求めたものの、補正がなされなかったことから、原処分を行ったものであり、原処分に何ら違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年3月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- | | |
|-----------|----|
| ③ 同年5月15日 | 審議 |
| ④ 同年6月6日 | 審議 |
| ⑤ 同月20日 | 審議 |
| ⑥ 同月26日 | 審議 |
| ⑦ 同年7月10日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

処分庁は、開示請求書に形式上の不備（行政文書の特定の不十分）があり、相当の期間を定めて補正を求めたが補正されなかったとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分に違法な点等は認められないとしていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 求補正の経緯等について

諮問書の添付資料によると、求補正の経緯等はおおむね以下のとおりであると認められる。

ア 審査請求人は、平成28年11月11日受付の開示請求書をもって、収入印紙300円分を添付の上、本件請求文書の開示請求を行った。

イ 処分庁は、審査請求人に対し、平成28年11月22日付け「求補正書」（回答期限は同年12月6日）をもって、開示請求書の記載内容だけでは、必ずしも請求の趣旨及び範囲は明確ではないものの、その趣旨が、「特定刑事施設が作成し保有する刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の施行の日（平成18年5月24日）から開示請求日（平成28年11月11日）までの間において、「死刑確定者」と題してその処遇に関して発出された所内例規」であれば、現在運用しているものとして、本件情報提供文書が該当すると考えられるとした上、上記アの請求を維持する場合には、求める行政文書を特定するに足りる事項を記載すること及び本件情報提供文書を全て特定した場合、5件分の開示請求手数料が必要であるところ、4件分の開示請求手数料が不足することから、不足する開示請求手数料を納付する必要がある旨情報提供して補正を求めた。しかしながら、審査請求人は、回答期限までに同求補正に対する回答をしなかった。

ウ 処分庁は、審査請求人に対し、平成28年12月7日付け「行政文書開示請求について」（回答期限は同月20日）をもって、重ねて上記イの求補正に係る補正を求めた（併せて、回答期限までに補正がな

されない場合は、本件情報提供文書のうち、文書3を対象文書として特定し、納付されていた開示請求手数料（300円）を充当して手続を進める旨も通知した。）。しかしながら、審査請求人は、回答期限までに同求補正に対する回答をしなかった。

エ その後、審査請求人から、処分庁宛てに平成28年12月21日受付で、「配食について。ポットやお茶のりょうとう、毎日のカロリーとう、しいれからカロリーけんさんとう、けんさん表」、「受発信について。まっしょう、さくじょ、許可、不許可の規定」、「しさついいん会毎年度のぎじろく全てと、所からしさついいん会あてしよめん、しさついいん会からのしよめん」などと記載されたはがきを送付されたが、処分庁は、その内容から、上記ウの求補正に対する回答であるとは認められず、新しい請求であると思われることから、審査請求人に対し、平成28年12月26日付け「本年11月7日付け（当窓口受領：同月11日）開示請求に対する補正について」（回答期限は平成29年1月20日）をもって、上記イ及びウの各求補正に対して審査請求人から回答がないため、このままでは手続を進めることができないとして、上記の回答期限までに回答するよう求めた上、上記の回答期限内に回答がなければ、形式上の不備を理由とした不開示決定となる場合がある旨を通知した。

オ これと併せて、処分庁は、審査請求人に対し、平成28年12月26日付け「求補正書」をもって、上記エの同月21日受付のはがきについては、その記載内容から新たな開示請求として取り扱うこととする旨を通知し、この開示請求の対象文書を特定するための補正を求めるとともに、最低限1件分の収入印紙を納付するよう求めた。

カ 処分庁は、審査請求人からの上記エの求補正に対する回答がなかったことから、平成29年1月25日付けで原処分を行った。

（2）形式上の不備について

ア 本件開示請求書の記載内容（別紙の1に掲げるとおり）からすると、開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載が十分ではないと認めるほかはなく、したがって、処分庁が、この点に関して補正を求める必要があるとして、審査請求人に対して補正を求めたことは、是認することができる。

イ ところで、審査請求人の主張は必ずしも明確ではないが、審査請求書には、審査請求人が刑事施設に収容中であり、意思どおりに自由に書面作成や発信をすることができないなどと指摘した上で、原処分が不当である旨記載（上記第2の2）されていることから、要するに、原処分に係る求補正の手続に法4条2項に違反する点がある旨主張し

ているものと解される。

ウ この点につき、諮問庁は、審査請求人については、刑事収容施設法に基づき、少なくとも1日につき1通の発信が可能であることから、補正のための期間が不当に短いといった事情は認められない旨説明するところ、刑事収容施設法130条2項及び141条の規定によれば、上記の諮問庁の説明のとおり、審査請求人の場合、発信についての制限は、「1日につき1通を下回ってはならない」とされていると認められる。

エ さらに、求補正の経緯等の詳細は、上記(1)のとおりであり、処分庁は、審査請求人に対する求補正を計3回行っている上、各求補正書で定められた補正期間も、1回目が14日間(求補正書発送後。以下同じ。)、2回目が13日間、3回目が25日間とそれぞれ設定されていることから、審査請求人が被収容者であることを考慮しても、当該補正期間は法4条2項の「相当の期間」とであると認めることができ、また、その際の審査請求人に対する情報提供も、同項の規定に照らして違法な点は認められない。

オ したがって、原処分に係る求補正の手續に法4条2項に違反する点は認められない。

なお、処分庁が、審査請求人から処分庁宛てに送付された上記(1)エのはがきを新たな開示請求として取り扱ったことについては、当該はがきの記載内容に照らせば、不合理な措置であるとはいえず、これを是認することができ、したがって、処分庁が、上記(1)エのとおり、改めて審査請求人に対し、本件開示請求に係る上記(1)イ及びウの各求補正に対して回答期限までに回答するよう求めたことについても、特に問題があるとは認められない。

カ 以上のことから、本件開示請求については、開示請求文書の特定が不十分であって、行政文書の不特定という形式上の不備があるところ、処分庁による求補正によっても、当該形式上の不備は補正されなかったと認めるほかはなく、したがって、本件開示請求について、行政文書の不特定という形式上の不備により不開示とした原処分は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、開示請求に行政文書の不特定という

形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史

別紙

1 本件開示請求

「死刑確定者しょぐうに係る新法より本日までの全てのしょめん」

2 本件情報提供文書

文書1 特定年月日A付け達示第14号「「死刑確定者生活の心得」の制定について」（特定年度B 特定刑事施設）

文書2 特定年月日A付け達示第15号「死刑確定者遵守事項の制定について」（特定年度B 特定刑事施設）

文書3 特定年月日C付け達示第29号「『死刑確定者処遇規程』の制定について」の一部を改正することについて」（特定年度D 特定刑事施設）

文書4 特定年月日E付け所長指示第22号「死刑確定者等の再審請求に係る裁判記録等の所持について」（特定年F 特定刑事施設）

文書5 特定年月日G付け所長指示第7号「死刑確定者に対する差入れの取扱いについて」（特定年H 特定刑事施設）

文書6 特定年月日I付け所長指示第7号「死刑確定者に対する余暇活動の援助について」（特定年度J 特定刑事施設）

文書7 特定年月日I付け首席矯正処遇官（処遇担当）・首席矯正処遇官（指導担当）指示第1号「死刑確定者に対する余暇活動の援助の運用について」（特定年度J 特定刑事施設）

文書8 特定年月日K付け首席矯正処遇官（処遇担当）指示第18号「死刑確定者と再審請求弁護人との面会の実施要領について」（特定年度J 特定刑事施設）